

## 募集要綱案に対するご意見と当社回答

北陸電力送配電株式会社

No.	電源区分	要綱・契約書	該当箇所	ご意見	回答
1	電源 I'	要綱	入札書様式 1	様式 1 の他の応札との関係欄にあらかじめ重複応札可能なエリアを記載して頂きたい。	入札書様式にあらかじめ記載させていただきます。
2	電源 I'	要綱	入札書様式 1 以外	様式 1 以外は内容を他エリアと完全一致して頂きたい。	各エリアと調整のうえ、可能な限り統一させていただきます。
3	電源 I'	要綱	6章-応札方法	入札時に入札辞退書も添付となっているが他エリアに合わせて添付なしとして頂きたい。	誤った記載のため削除して訂正いたします。
4	電源 I'	契約書	全般	【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例：kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けて一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等 【理由】 関係者全ての業務効率化のため	弊社では kW / kWh に関する契約書は既に一本化しており、複数の札が当選した場合、札ごとに契約締結するのではなく、複数の札をまとめて 1 つの契約とすることも可とするなど、簡素化・効率化に努めております。 ご要望も踏まえ、契約協議に関しましても可能な限り効率的な方法で対処させていただきたいと考えております。
5	電源 I'	参考資料	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定法に関する取り扱いについて P7	(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 (提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売事業者から協力を得られないことが確実に想定される。小売事業者から協力を得られない場合に限り、当該ポジションはアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴社と事前事後にわたる協議で、例えば弊社が 22 年度で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。	電源 I' において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランスグループの設定方法について個別に協議させていただきます。 (参考) 「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて」P5
6	電源 I'	参考資料	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定法に関する取り扱いについて P7	(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 (提案)2.記載の弊社が現在電源 I' において実運用している方法において、調整電源BGを組成するには小売事業者との調整が必要となるが、ネガワットと同様、当該調整業務は厳気象月の開始前までに完了させることを前提に、入札を評価いただきたい。入札締切前までに当該調整業務を完了させることを必須とすると、小売事業者側が意図的に協議を遅延させることで入札辞退が困難となる可能性がある。	端境期の覚書に基づく、端境期の電源 I' 供出可否をふまえて、BG組成完了のタイミングは契約締結時に協議させていただきます。 なお、既存発調契約者との間で、入札時点で詳細条件までの調整が完了（書面の締結等）していることを求めるものではございませんが、供出の確実性を担保するため、少なくとも既存発調契約者と容量確保（切り出し）の基本的な合意がなされていることは必要です。
7	電源 I'	要綱	募集要項案 P1	(原案)主に 10 年に 1 回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度な需給ひっ迫時等において、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を確保するため、電源 I' 厳気象対応調整力を入札により募集いたします。なお、需給ひっ迫の指標は、広域的な予備率にて判断し、予備率が 8%未満となる場合等に発動いたします。 (修正案)以下の事象発生時に… 1. 電力利用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている。	募集要綱に「主に10年に1回程度の厳気象時等（以下、省略）」との記載がありますが、これはあくまでも、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するものであるため、募集要綱については、原案通りとさせていただきます。 なお、2022年度以降は広域予備率にもつき発動判断されることとなるため、それに関する説明資料（広域予備率に基づく電源 I' 発動について）を作成し、当社ホームページにて公表しておりますので、ご確認ください。
8	電源 I'	要綱	募集要項案 P3	(原案)また、複数の需要者をまとめて 1 入札単位とする場合は、当該複数の需要家がすべて一致することが必要ですが、この場合において、供出電力（kW）の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 (修正案)供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めていただけませんか？	供出電力(kW)が明確に区分できる場合は、複数入札を可能としております。 複数入札について、明確な区分が可能であることを提示いただき、当社としてもその内容が妥当であると判断した場合は、可能とすることも考えられます。

9	電源 I'	要綱	募集要項案 P23	<p>(原案) 上げ調整のみに応じていただける契約者において、当社からの上げ指令にも関わらず、30 分単位の計量の結果が下げ調整となっていた場合、当該コマの属地 TSO のインバランス価格にて属地 TSO と契約者間で精算するものいたします。</p> <p>(提案) 不足インバラは需要家所属 BG の小売りに請求とする。</p> <p>【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということは不合理ではないか？さらに現状、アグリが TSO から不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保していないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。</p>	<p>調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことから、下げとなった場合でも調整電力量として扱います。</p> <p>よって、インバランス算定ではなく、調整電力量の精算として調整力提供事業者と精算を行います。</p>
10	電源 I'	要綱	募集要項案 P23	<p>(原案) 契約電力未達時割戻料金の算定式 契約電力未達時割戻料金 = 各コマの未達度合い合計 ÷ (発動回数 × 1 × 3 時間 × 2 コマ) × 基本料金 × 1.5</p> <p>(提案) 容量市場と整合性を取るべく係数を 1.5 から 1.1 としていただけませんか？</p>	<p>確保容量の考え方等を含め、容量市場と同じ仕組みではなく、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。</p>
12	電源 I'	要綱	募集要項案 P22	<p>(原案) 単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量単価を上限とします。また、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。</p> <p>(提案) コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞による原油価格高騰を受け、国内の石油製品価格は 13 年ぶりに高値水準に達しています。今後、さらなる急騰に備え、先手で追加的な対策検討案が不可欠とも言える為、上記原案の電力量単価の上限を、世界乃至国内の価格水準が激変した場合に限り、双方協議できるものとするにご変更いただきたい。</p>	<p>ご提案の内容を認めた場合、当初の落札案件選定結果にも影響を与えうため、公平性・透明性確保の観点から原案どおりといたします。</p>
13	電源 I'	要綱	様式 3	<p>(原案) c. 一般送配電事業者以外に、小売電気事業者へも提供</p> <p>(確認) 厳気象期間における類型 1-1 を認める、という理解で正しいか。仮にその理解で正しい場合、類型 1-2 も同様に認められる、との理解でよいか？</p>	<p>提供期間において、実効性テスト、または当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源 I' 厳気象対応調整力提供の目的以外に活用できないものとしていることから、類型 1-①、類型 1-② いずれにおいても、提供期間中に電源 I' と同一の供給力を用いて市場供出することはできません。</p> <p>一方、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただく場合は、電源 I' 参加地点において類型 1-①、類型 1-② へ供出することは可能です。</p> <p>なお、その場合は電力量の仕訳が必要となります。当該地点の需要抑制計画値を用いて仕訳する等、具体的な仕訳方法は協議によって決定します。</p>
14	電源 I'	要綱	募集要項案 P17	<p>(原案) また、今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について、別途協議させていただくことがあります。</p> <p>(提案) 電源 I' の長時間発動など、落札後に協議を行うことが確実である場合、電源 I' 契約協議時に合わせて覚書締結の協議を進めていただきたい。電源 I' の長時間発動について、過去、電源 I' の契約締結後にご相談を頂いており、需要家との契約協議も終わった段階で再度需要家と実施可否を協議し契約変更を行ってきたが、需要家への説明や契約の再締結に都度時間を要してしまい、まとめて実施できると協議もスムーズに対応できるため。</p>	<p>第 74 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、電源 I' の長時間発動に関して、電源 I' の仕組みが残る 2023 年度までについては、電源 I' の契約交渉において、長時間発動についての可能な範囲での協力依頼を継続することとしてはどうか。と提言されておりますので、今後、条件が変わらないのであれば、契約協議時に合わせて協議させていただきます。</p>

15	電源 I'	要綱	要綱 第1章	広域的な予備率が8%未満となる場合「等」に電源 I' を発動という記載がありますが、広域的な予備率が8%以上であってもエリアの予備率が何%未満であれば発動させるといった目安はございますでしょうか？	電源 I' においては原則広域予備率に基づいて発動する事と整理されておりますのでエリア予備率の目安はございませんが、急な電源脱落等の要因により、広域予備率によらず発動指令を行う場合があります。
16	電源 I'	要綱	要綱 第2章 1.(5)	「契約電源等がDRを活用した負荷設備の場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要」とありますが、電源 I' 厳気象対応調整力提供期間中に需要家が最終保障供給を受けることになった場合、当該需要に対しては、一般送配電事業者が本公募や需給調整市場において調達・確保した調整力の一部を消費しながら供給するものと理解しており、電源 I' 厳気象対応調整力の発動指示により、アグリゲータの指示により当該地点の需要を削減することは、調達調整力の消費を削減するという点で意義があるものと思料しますが、それでも最終保障供給地点をリソースとして活用することは不可能となりますでしょうか？また、上記において最終保障供給地点をリソースとして活用できないとし 場合、提供期間中に最終保障供給となってしまう等の事象が発生した場合、最終保障供給を受けている期間中の発動に対しては全て失敗という扱いとなりますでしょうか？	記載いただいた通り、募集要綱においては、「契約電源等がDRを活用したものである場合、当該需要家において一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約が締結されていること等が必要です。」と規程しております。 また、最終保障供給は、小売電気事業者の都合などによって契約切替えを余儀なくされた需要家が、いずれの小売電気事業者とも電気の供給にかかる契約が成立しなかった場合に、次の小売電気事業者が見つかるまでの間、一時的に一般送配電事業者が電気を供給するサービスです。最終保障供給の制度については、現在制度設計専門会合等で見直しが行われています。 以上より、当該契約を締結している需要家に対しては、新しい小売電気事業者と可能な限り早めに需給契約を締結するようPRをお願いいたします。
17	電源 I'	要綱	要綱 第2章 1.(3)	インボイス制度導入に伴う適格請求書発行事業者の登録は、落札後、契約締結までに完了させておかげよろしいでしょうか？ また、登録したことを証明する書面等の提出が必要でしょうか？	原則として2023年度開始までに完了していただく様をお願いします。 書面の提出までは求めない予定ですが、適格請求書発行事業者としての登録番号を確認させていただきます。
18	電源 I'	要綱	要綱 第5章 3.(1)リ	平日時間における発動回数が12回以上とありますが、12回より多く対応可能であることを打診することで、札としての優先度が上がることがあるのでしょうか？	12回以上の発動回数を記載いただくことに問題はございませんが、落札者選定は要綱規定に則って行ないますので、選定における加点等はございません。
19	電源 I'	要綱	要綱 第8章 P27	実効性テストと電源 I' 発動が同日中に重複して発動された場合の実効性テスト控除指令量の具体的な値に関しましては、貴社とアグリゲーターとの協議により決定する余地は無いのでしょうか？	未達度合いの算定方法等について、具体的な数値は契約協議時に個別に協議・確認させていただく旨を追記いたします。
20	電源 I'	要綱	-	先日、広域機関より、「実効性テストの発動時におけるベースライン算定の取り扱いについて」の連絡がありましたが、調整力公募においても、アグリゲーターが経済DRを実施している期間中のベースライン算定において、当該経済DR実施日をベースライン算定対象日から除外するということではできないでしょうか？	ベースラインの算定対象日含め、ベースライン算定方法については契約協議時に協議させていただきます。